



生徒指導通信 11月号

昭和薬科大学附属高等学校・中学校 生徒指導部

令和3年10月27日発行

衣替えについて

11月1日～3月31日までは冬服の着用期間です。ただし、11月中は調整期間ですので、各自で夏服、または冬服を選んで着用しても構いません。しかし、夏服・冬服を組み合わせることは認められていません。着用基準については下記の校則の抜粋をご確認ください。

(1) 制服の着用について

- ① 登下校時を含む学校生活において、指定ジャージの上着を着用できるのは、夏服を着用の場合のみです。冬服着用期間は認められていません。
- ② 登下校の際には、指定の制服（ブレザー）を着用することとなっていますが、下記の範囲内で制服と組み合わせての着用を認めています。ただし、始・終業式など儀式的行事等の日は、学校指定の正装をすることになっていますので注意してください。

(着用許可範囲)

夏：半袖ワイシャツおよび指定ポロシャツ、指定ジャージ。

冬：ブレザーの下に本校生徒として相応しい色合い(白、黒、紺、グレー、ベージュ)やデザイン(原則無地)のベスト・カーディガン・セーター・マフラー。

※半袖シャツとの組み合わせは許可しません。

11月調整期間中の制服

夏服(上)

- ① 指定ジャージ + 制服半袖ワイシャツ



- ② 指定ジャージ + 指定半袖ポロシャツ



冬服(上)

- ③ 指定制服ブレザー + 制服長袖ワイシャツ

注意 長袖ワイシャツは、必ずズボンの中に入れること

- ③のとき、(着用許可範囲)内のカーディガンやベストを着用して

もよい。



ただし、色は白・黒・紺・グレー・ベージュ、デザインは華美でないベスト・カーディガン・セーターとマフラー

注意 冬服と夏服の混合した着用は禁止です。12月からは夏服は禁止で冬服だけとなります。

(2) 制服・容姿についての禁止事項

- ①指定の制服を変形して着用すること。
- ②スカート丈を短くすること。なお、スカート丈は膝にスカートの裾がかかる長さとする。
- ③長袖ワイシャツをズボンやスカートから出して着用すること。
- ④ピアスやマニキュア等の装飾や化粧、染髪、極端な長髪、パーマ等、本校生徒として相応しくない髪型にすること。

※生徒指導部では定期的に制服・頭髪指導や登校指導を行っています。改善の見られない生徒に対しては保護者への通知を行っています。

(3) 休日登校について

休日に、校内で自習をする生徒は、制服を着用することとなっています。部活動のみの生徒は学校指定の運動着での登下校を許可していますが、校内において私服や部活動着などで自習することは出来ません。

(4) イヤホンの使用について

- ①登下校時の安全確保のため、徒歩通学中やスクールバス内での使用は禁止します。
- ②教室内では原則、使用禁止です。ただし、昼休みおよび放課後に指定の自習教室（大教室、演習教室1・2、進路資料室）や図書館において、学習目的の場合に限り使用を許可します。